

●香川県告示第249号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、次の指定医療機関から当該医療機関を廃止した旨の届出があった。

平成22年6月22日

香川県知事 真 鍋 武 紀

廃止年月日	名 称	所 在 地
平成20年3月15日	医療法人社団 谷口小児科医 院	三豊市高瀬町下勝間2483番地1